

マンション・ホテル・雑居ビルを建築される皆様へ!!

建築確認申請前に警察へ協議が必要です。

●建築確認申請をする場合は、建築確認申請前に所轄の警察署に協議願います。

参 考

「安全で安心できる港区にする条例」第7条（建築主の責務）

- 1 共同住宅及びホテル等不特定多数の人が利用する建築物を建築（大規模修繕を含む。）しようとする建築主は、建築の際、当該建築物に防犯設備を整備するよう努めるものとする。
- 2 建築主は、前項に規定する防犯設備を整備するに当たっては、建築基準法に基づく確認申請前に、当該建築物の存する区域を管轄する警察署に協議するものとする。

対象となる建築物は？（施行規則第5条）

- 共同住宅 ⇒ 一棟の戸数が7戸以上のもの。
- ホテル ⇒ 旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に係る建物。
- 雑居ビル ⇒ 3以上の階数を有し、かつ延面積が100㎡を超える建築物で、2以上の店舗が入居する建築物。

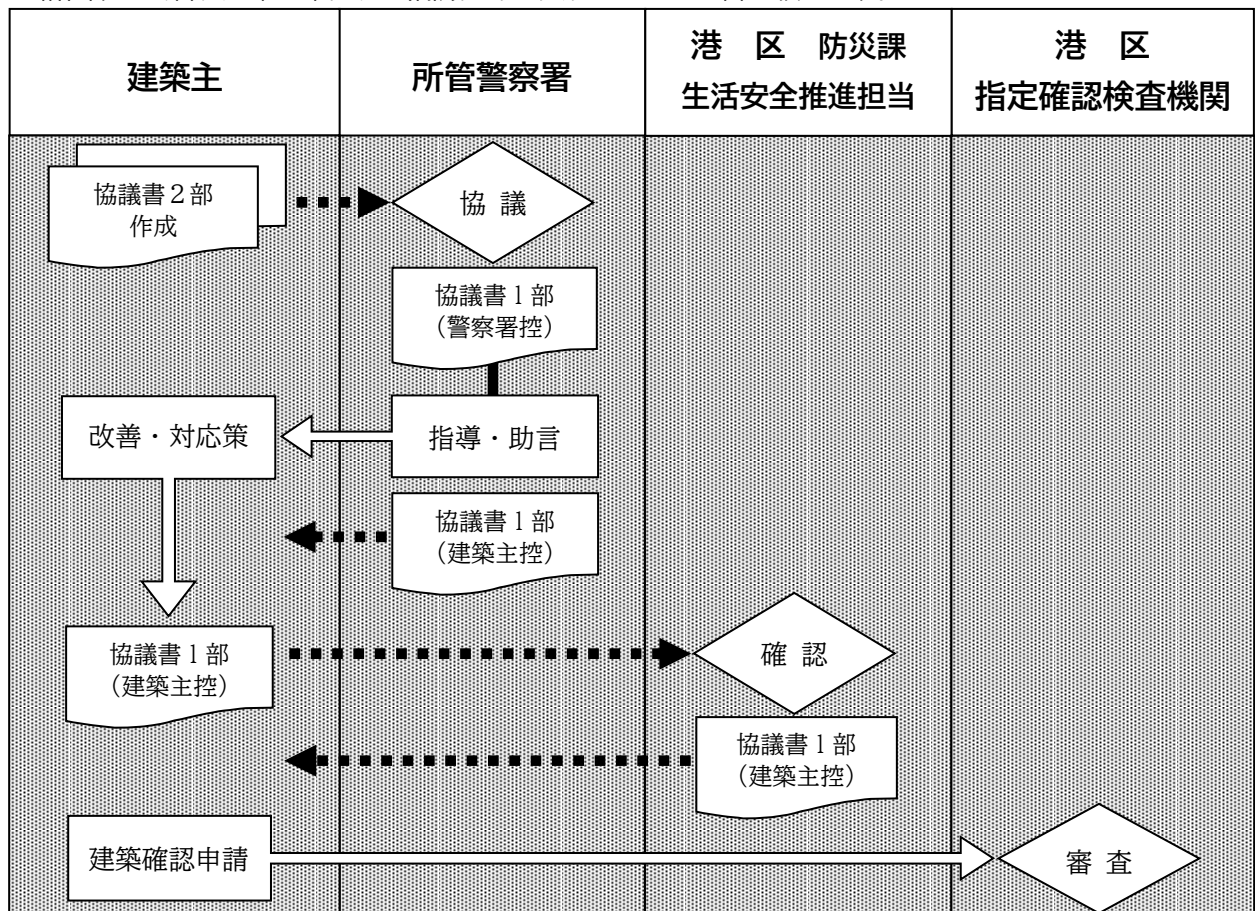
※ 店舗とは、次の用途に供されるもの

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業
- 3 飲食店
- 4 物品販売業
- 5 物品賃貸業
- 6 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業

協議の内容や協議の方法は？

- ★ **協議の内容** …不法侵入者等による盗難等の被害を防止するため、建築物の防犯対策が中心となります。
- ★ **協議の方法** …建築主の方は、設計図書等で計画建物の概要を協議書に記入し2部（1部はコピー可）を所轄の警察署に持参し、必要な指導やアドバイスを受け終了後、警察の受付印のある協議書（建築主控）を、港区防災課生活安全推進担当にご持参ください。区が確認し協議書に収受印を押した後、コピーをとります。（警察署へ行く際は事前連絡が必要です。）

※ 警察署の指導等は、強制するものではなく、建築主に協力を求める趣旨です。したがって、防犯設備を計画する場合、建築基準法及び消防法等に抵触しないよう留意願います。



※ 協議書は、区役所5階 防災課 生活安全推進担当にあります。また、港区のホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能です。<http://www.city.minato.tokyo.jp/>

●協議先・・・各所管警察署の生活安全課（行く前に所管警察署へ連絡が必要です）

- ・ 愛 宕 警察署 港区新橋 6-18-12 TEL 3437-0110
- ・ 三 田 警察署 港区芝浦 4-2-12 TEL 3454-0110
- ・ 高 輪 警察署 港区高輪 3-15-20 TEL 3440-0110
- ・ 麻 布 警察署 港区六本木 4-7-1 TEL 3479-0110
- ・ 赤 坂 警察署 港区赤坂 4-18-19 TEL 3475-0110
- ・ 東京湾岸警察署 江東区青海 2-7-1 TEL 3570-0110

●協議書の提出先・条例についてのお問い合わせ

- ・ 港区 防災課 生活安全推進担当 TEL 3578-2111（代表）内線 2270～2272